

発議第 4号

令和 5年 6月 6日

城里町議会議長 阿久津 則男 様

提出者 議会運営委員長 三村 孝信

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和5年城里町条例第 号

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例

城里町議会委員会条例（平成17年城里町条例159号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「健康保険課」を「国保年金課」に、「福祉こども課」を「健康福祉課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務民生常任委員会 7人 まちづくり戦略課, 総務課, 町民課, 財務課, 税務課, <u>国保年金課, 長寿応援課, 健康福祉課</u>, 会計課, 議会事務局所管に関する事項, その他, 他の委員会に属さない事項において行政一般, 調査及び議案, 請願, 陳情等の審査に関する事務</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1. <u>この条例は, 令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2. <u>この条例の施行の際, 現に改正前の条例の規定によりなされた処分, 手続きその他の行為は, この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u></p>	<p>第1条 (略) (常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務民生常任委員会 7人 まちづくり戦略課, 総務課, 町民課, 財務課, 税務課, <u>健康保険課, 長寿応援課, 福祉子ども課</u>, 会計課, 議会事務局所管に関する事項, その他, 他の委員会に属さない事項において行政一般, 調査及び議案, 請願, 陳情等の審査に関する事務</p>